議案２５号　参考資料

令和９年度入学者選抜における川崎市立高等学校の募集形態

［全日制の課程］

学校名	普通科・専門学科※1	学科名	募集形態			募集定員等
			共通選抜	定通分割選抜	特別募集	
川崎	普通科	普通科	※2			共通選抜で募集定員の全てを募集し、選抜する。
	専門学科（家庭に関する学科）	生活科学科	○			
	専門学科（福祉に関する学科）	福祉科	○			
幸	普通科	普通科	○			
	専門学科（商業に関する学科）	ビジネス教養科	○			
川崎総合科学	専門学科（工業に関する学科）	情報工学科	○			
		総合電気科	○			
		電子機械科	○			
		建設工学科	○			
		デザイン科	○			
	専門学科（理数に関する学科）	科学科	○			
橘	普通科	普通科	○			
	専門学科（国際に関する学科）	国際科	○			
	専門学科（体育に関する学科）	スポーツ科	○			
高津	普通科	普通科	○			

［定時制の課程］

<table>
<tr><th rowspan="2">学校名</th><th rowspan="2">普通科・専門学科</th><th rowspan="2">学科名</th><th colspan="3">募集形態</th><th rowspan="2">募集定員等</th></tr>
<tr><th>共通選抜</th><th>定通分割選抜</th><th>特別募集※3</th></tr>
<tr><td>川崎</td><td>普通科</td><td>普通科（昼間部）</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>共通選抜（一般募集）及び特別募集（在県外国人等特別募集）で募集定員の全てを募集し、選抜する。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">川崎総合科学</td><td>専門学科
（工業に関する学科）</td><td>クリエイト工学科</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td rowspan="4">共通選抜で募集定員の８割を募集し、選抜する。その後、定通分割選抜において、募集定員の上限まで募集し、選抜する。</td></tr>
<tr><td>専門学科
（商業に関する学科）</td><td>商業科</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td>橘</td><td>普通科</td><td>普通科</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td>高津</td><td>普通科</td><td>普通科</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr>
</table>

※１　普通科に係る学区は川崎市全域、専門学科に係る学区は神奈川県全域とする。ただし、全日制及び定時制の普通科においては、川崎市外であっても県内在住者は志願することができるものとし、この場合において入学許可数は募集定員の８パーセント以内とする（川崎市立高等学校の通学区域に関する規則（平成１２年川崎市教育委員会規則第７号）第３条及び第４条を参照）。

※２　令和３年度入学者選抜から高等学校普通科における募集を停止した。

※３　神奈川県内の高等学校では、海外帰国生徒特別募集、在県外国人等特別募集及びインクルーシブ教育実践推進校特別募集の制度があるが、川崎市では在県外国人等特別募集のみ。

令和９年度川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜要綱

令和９年度の川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜に関し必要な事項は、この要綱の定めるところによる。

１　募集の区分

川崎市立高等学校の募集の区分は、次表のとおりとする。

募　集　の　区　分	課　程
一般募集（共通選抜）	全日制の課程
	定時制の課程（昼間部）
一般募集（共通選抜・定通分割選抜）	定時制の課程（夜間）
特別募集（在県外国人等特別募集）	定時制の課程（昼間部）

２　志願資格

（１）一般募集（共通選抜・定通分割選抜）

入学を志願しようとする者（以下「志願者」という。）は、平成２４年４月１日以前に出生した者で、次のアからエまでのいずれかに該当する者であって、かつ、川崎市立高等学校の通学区域に関する規則（平成１２年川崎市教育委員会規則第７号）に定める通学区域の要件を満たす者とする。

ア　中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程（以下「中学校等」という。）を卒業又は修了した者

イ　中学校を令和９年３月３１日までに卒業する見込み又は修了する見込みの者

ウ　学校教育法施行規則（昭和２２年文部省令第１１号。以下「施行規則」という。）第９５条各号のいずれかに該当する者

エ　施行規則第９５条第１号又は第２号に規定する課程を令和９年３月３１日までに修了する見込みの者

（２）特別募集（在県外国人等特別募集）

在県外国人等特別募集に係る志願者は、前記（１）に該当する者であって、かつ、外国の国籍を有する者（難民として認定された者を含む。）で、入国後の在留期間が通算で６年以内の者（令和９年２月１日時点）とする。

なお、日本国籍を取得して６年以内の者（令和９年２月１日時点）は、外国の国籍を有する者とみなす。

３　通学区域の確認

通学区域の確認に関して必要な事項は、川崎市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める。

4　募集の方法

（1）一般募集（共通選抜・定通分割選抜）

一般募集は、各高等学校の各課程における学科ごとに行う。

（2）特別募集（在県外国人等特別募集）

在県外国人等特別募集は、川崎市立川崎高等学校　定時制の課程（昼間部）普通科において行う。

5　募集期間

募集期間は、次表のとおりとする。

<table>
<tr><th>募集の区分</th><th>課　程</th><th colspan="2">募　　集　　期　　間</th></tr>
<tr><td rowspan="2">一般募集</td><td>全日制の課程
定時制の課程（昼間部）</td><td rowspan="2">（共通選抜）
インターネットを活用した出願（以下「インターネット出願」という。）期間
【志願情報申請期間】
令和９年
１月２５日（月）から
同月２９日（金）まで
【中学校校長承認期間】
令和９年
１月２５日（月）から
２月　１日（月）まで</td><td></td></tr>
<tr><td>定時制の課程（夜間）</td><td>（定通分割選抜）
紙による入学願書出願期間
令和９年３月４日（木）
及び　同月５日（金）</td></tr>
<tr><td>特別募集
（在県外国人等特別募集）</td><td>定時制の課程（昼間部）</td><td>インターネット出願期間
【志願情報申請期間】
令和９年
１月２５日（月）から
同月２９日（金）まで
【中学校校長承認期間】
令和９年
１月２５日（月）から
２月　１日（月）まで

志願資格確認期間
令和９年
１月６日（水）から
同月１５日（金）まで
（土曜日、日曜日、休日及び高等学校の学校閉庁日を除く。）</td><td></td></tr>
</table>

6　志願

（1）志願手続及び入学選考料の納付

ア　一般募集（共通選抜（二次募集を除く。））及び特別募集（在県外国人等特別募集）の志願者は、【志願情報申請期間】にインターネット出願システムにより出願に必要な情報を入力し、入学選考料を納付した上、【中学校校長承認期間】に中学校の校長の承認を受けるものとする。

イ　一般募集（共通選抜（二次募集）・定通分割選抜）の志願者は、入学選考料を納付した上、志願先の高等学校の校長に紙により入学願書等を提出するものとする。

（2）志願の範囲

ア　志願は、募集期間を同じくするものについては、一の募集の区分の一の高等学校の一の課程の一の学科に限る。ただし、工業に関する学科の志願者が、同じ高等学校の同じ課程における他の工業に関する学科に対し、第２希望として志願することを認める。

イ　令和９年度入学者選抜における国公私立の高等学校（高等専門学校を含む。）又は特別支援学校の合格者は、定通分割選抜に志願することは認めない。

7　志願変更

（1）志願変更の対象

志願の手続を完了した者は、募集期間を同じくする他の高等学校が行う一般募集若しくは特別募集又は同じ高等学校が行う他の一般募集若しくは特別募集に志願変更することを認める。

なお、前記6の（2）による第２希望については、志願時に第２希望の志願をしていない場合であっても、志願変更時に志願することを認める。

（2）志願変更の期間

志願変更期間は、次表のとおりとする。

<table>
<tr><th>募集の区分</th><th>課　程</th><th colspan="2">志　願　変　更　の　期　間</th></tr>
<tr><td rowspan="2">一般募集</td><td>全日制の課程
定時制の課程（昼間部）</td><td>（共通選抜）
【志願変更情報申請期間】
令和９年
２月４日（木）から
同月８日（月）まで
【中学校校長承認期間】
令和９年
２月４日（木）から
同月９日（火）まで</td><td></td></tr>
<tr><td>定時制の課程（夜間）</td><td>（定通分割選抜）
令和９年３月８日（月）</td></tr>
<tr><td>特別募集
（在県外国人等特別募集）</td><td>定時制の課程（昼間部）</td><td>【志願変更情報申請期間】
令和９年
２月４日（木）から
同月８日（月）まで
【中学校校長承認期間】
令和９年
２月４日（木）から
同月９日（火）まで</td><td></td></tr>
</table>

８　選抜の方法

（１）中学校の校長は、志願者の調査書を志願先の高等学校の校長に提出するものとする。ただし、１８歳以上（令和９年４月１日時点）の者については、調査書の提出を要しない。

（２）高等学校の校長は、中学校の校長から提出された志願者に係る書類及び後記９の選抜のための検査の結果に基づいて、教育長が別に定める方法により選抜を行う。

（３）長期の欠席について特別な事情を有する志願者の選抜の方法に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

９　選抜のための検査

（１）一般募集（共通選抜・定通分割選抜）

全日制の課程及び定時制の課程においては、学力検査（原則として、全日制は国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）の５教科、定時制は国語、数学及び外国語（英語）の３教科）を実施する。なお、各高等学校の必要に応じて、特色検査（実技検査、自己表現検査及び面接のうち、高等学校長が定めるものをいう。以下同じ。）を実施する場合がある。

ア　定時制の課程の志願者のうち、１８歳以上（令和９年４月１日時点）の者については、作文をもって学力検査に代えることができる。

イ　特色検査を実施するに当たって、全日制の課程においては、学力検査を３教科にまで減じることができるものとする。

（２）特別募集（在県外国人等特別募集）

学力検査（国語、数学及び外国語（英語）の３教科）及び面接とする。

（３）一般募集（共通選抜）及び特別募集（在県外国人等特別募集）を志願した者のうち、インフルエンザ等の感染症に罹患した場合、月経随伴症状等の体調不良等の本人に帰責されない身体・健康上の理由に該当する場合、自然災害や検査会場に向かう途中の事故・事件に巻き込まれた場合及び痴漢の被害にあった場合等、やむを得ない事情により学力検査又は作文（定時制の課程において、作文をもって学力検査に代える場合に限る。）の全てを受検できなかった志願者の中で、追検査の受検を希望する者を対象として追検査を実施する。ただし、追検査の方法等に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

（４）海外から移住してきた者又は帰国してきた者を保護者とする日本語指導が必要な志願者の選抜のための検査方法に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

（５）障害等のある志願者に係る選抜のための検査方法に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

１０　検査等の期日

選抜のための検査の期日及び合格者の発表の期日は、次表のとおりとする。

（１）一般募集（共通選抜）

<table>
<tr><th>課　程</th><th>学力検査等</th><th>特　色　検　査</th></tr>
<tr><td rowspan="5">全日制の課程
定時制の課程
（昼間部・夜間）</td><td>令和９年
２月１６日（火）</td><td>令和９年
２月１６日（火）から同月１８日（木）までのうち当該高等学校の校長が定めた期日とする。
ただし、学力検査を５教科実施する場合は、
同月１６日（火）に特色検査は実施しない。</td></tr>
<tr><td colspan="2">追　検　査　の　期　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">令和９年２月２２日（月）</td></tr>
<tr><td colspan="2">合　格　発　表　の　期　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">令和９年２月２６日（金）</td></tr>
</table>

（２）一般募集（定通分割選抜）

<table>
<tr><th>課　程</th><th>学力検査等</th><th>特　色　検　査</th></tr>
<tr><td rowspan="3">定時制の課程
（夜間）</td><td>令和９年
３月１５日（月）</td><td>令和９年
３月１５日（月）及び同月１６日（火）のうち当該高等学校の校長が定めた期日とする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">合　格　発　表　の　期　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">令和９年３月１９日（金）</td></tr>
</table>

（３）特別募集（在県外国人等特別募集）

<table>
<tr><th>課　程</th><th>学力検査等</th><th>面　接</th></tr>
<tr><td rowspan="5">定時制の課程
（昼間部）</td><td>令和９年
２月１６日（火）</td><td>同　左</td></tr>
<tr><td colspan="2">追　検　査　の　期　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">令和９年２月２２日（月）</td></tr>
<tr><td colspan="2">合　格　発　表　の　期　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">令和９年２月２６日（金）</td></tr>
</table>

１１　二次募集

教育長が必要と認める場合に、一般募集について次のとおり二次募集を行う。

（１）志願資格

前記２の志願資格を有する者であって、かつ、志願時において、令和９年度入学者選抜における国公私立の高等学校（高等専門学校を含む。）又は特別支援学校の合格者になっていない者とする。

（2）募集期間

募集期間は、次表のとおりとする。

募集の区分	課　程	募　集　期　間
一般募集 （二次募集）	全日制の課程 定時制の課程（昼間部）	令和９年 ３月２日（火）及び 同月３日（水）

（3）志願

ア　入学選考料の納付及び入学願書の提出

志願者は、入学選考料を納付した上、志願先の高等学校の校長に紙により入学願書を提出するものとする。

イ　志願の範囲

志願は、募集期間を同じくするものについては、一の募集の区分の一の高等学校の一の課程の一の学科に限る。ただし、工業に関する学科の志願者が、同じ高等学校の同じ課程における他の工業に関する学科に対し、第２希望として志願することを認める。

（4）志願変更

ア　志願変更の対象

二次募集に係る志願の手続を完了した者は、募集期間を同じくする他の高等学校が行う一般募集若しくはインクルーシブ教育実践推進校特別募集(前記１の各募集の区分における前記(1)の志願資格を満たす者に限る。)の二次募集又は同じ高等学校が行う他の一般募集若しくはインクルーシブ教育実践推進校特別募集(前記１の各募集の区分における前記(1)の志願資格を満たす者に限る。)の二次募集に志願変更することを認める。

なお、前記（3）のイによる第２希望については、志願時に第２希望の志願をしていない場合であっても、志願変更時に志願することを認める。

イ　志願変更の期間

志願変更期間は、次表のとおりとする。

募集の区分	課　程	募　集　期　間
一般募集 （二次募集）	全日制の課程 定時制の課程（昼間部）	令和９年 ３月４日（木）及び 同月５日（金）

（5）検査の内容

全日制の課程及び定時制の課程（昼間部）については、国語、数学及び外国語（英語）の３教科の学力検査を実施する。また、当該高等学校の校長が必要と認めるときは、特色検査（面接）を実施する場合がある。

なお、定時制の課程（昼間部）の志願者のうち、１８歳以上（令和９年４月１日時点）の者については、作文をもって学力検査に代えることができる。

（6）検査等の期日

検査等の期日は、次表のとおりとする。

募集の区分	課　程	学力検査の期日	特色検査の期日	合格発表の期日
一般募集 （二次募集）	全日制の課程 定時制の課程 （昼間部）	令和９年 ３月９日（火）	同　左	令和９年 ３月１２日（金）

１２　入学の許可

（１）入学の許可は、合格者に高等学校の校長が合格通知書を交付することによって行う。

（２）高等学校の校長は、志願又は選抜のための検査等の際に不正行為又は妨害行為のあった者に対しては、入学を許可しないものとし、入学の許可後に不正行為又は妨害行為が判明した者に対しては、入学の許可を取り消すものとする。

１３　入学手続

（１）合格通知書の交付を受けた合格者は、指定された期日までに教育長が別に定める手続をしなければならない。

（２）高等学校の校長は、前記（１）に定める手続を行わない者に対しては、入学の許可を取り消すことができる。

１４　教育長への委任

この要綱に定めるもののほか、川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜に関して必要な事項は、教育長が別に定める。